

## 福祉保健常任委員会

番 号	令6・2号	受理月日	令和6年3月14日	付託月日	令和6年3月27日
件 名	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を日本政府及び国会に提出することを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>現在、世界保健機関（以下「WHO」）で協議されている「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）、及び WHO 憲章第 21 条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）の改正について、下記の事項を実施するよう、日本国政府及び国会に意見書を提出することを世田谷区議会に求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること</li> <li>2 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること</li> </ol> <p><b>【陳情の理由】</b></p> <p>WHO では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、国際保健規則を改正するとともに、パンデミック条約を新しく制定する協議が、令和 3 年 12 月の WHO 総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められています。</p> <p>令和 6 年 5 月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されており、現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、以下の内容が含まれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる。</li> </ul>					

- WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。

これらの内容は、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にありますので、世田谷区議会として、日本国政府及び国会に意見書を提出することを求めます。